

## 船舶事故調査報告書

平成30年3月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年6月9日 05時40分ごろ
発生場所	香川県直島町直島西方沖 葛島灯台から真方位169°350m付近 (概位 北緯34°27.9′ 東経133°57.6′)
事故の概要	貨物船いまふくは、西南西進中、また、プレジャーボート大和丸は、南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年10月31日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 いまふく、199トン 134657、今福海運有限会社 B プレジャーボート 大和丸、5トン未満（長さ7.27m） 271-18995岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 右舷中央部外板に擦過痕 B 船首部外板、ブルワーク等に割損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：04時51分ごろ
事故の経過	A 船は、船長Aほか3人が乗り組み、鋼材約660tを積み、約11ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により直島西方沖を西南西進していた。 船長Aは、単独で船橋当直に当たり、舵輪の手前に立って操船中、右舷前方から接近する態勢のB船を目視で認めた。 A船は、船長Aが、B船が小型船なので至近となってからA船を避けてくれるものと思って動静を監視していたところ、B船が針路及び速力を変えずに接近するので、汽笛を吹鳴するとともに機関を中立としたが、その右舷中央部とB船の船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り場に向けて手動操舵により約8knの速力で直島西方沖を南東進していた。 B船は、船長Bが、舵輪の後方に立ち、顔を下に向けて釣りの仕掛けを作っていたところ、ふと顔を上げた際に前方至近にA船を認め、機関を後進にかけたが、A船と衝突した。

<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、船長Aが、右舷前方から接近する態勢のB船を目視で認め た後、小型船であるB船が至近となってからA船を避けてくれるもの の思い、動静監視を続けていて衝突を避けるための動作をとるのが遅 れたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、操船中に釣りの仕掛けを作っていて前方の見張 りを適切に行っていなかったことから、A船に気付くのが遅れ、A船 と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、A船が西南西進中、B船が南東進中、船長Aが衝突を避 けるための動作をとるのが遅れ、また、船長Bが前方の見張りを適切 に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 衝突のおそれのある態勢で接近する他船を認めた場合、警告信号 を実施し、十分な余裕のある時機に衝突を避けるための動作をと ること。</li> <li>・ 操船に専念するとともに常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>